

「みやざきの神楽 国立文楽劇場公演」開催業務委託仕様書

1 目的

本県では、日向神話などの神話の世界を舞で表現したとされる神楽について、県内外に向けた情報発信を行っている。この取組の一環として、関西圏の方々にみやざきの神楽の魅力を知ってもらうことを目的に、国立文楽劇場（大阪府）において神楽に関する講演や県内神楽団体による神楽公演を行う。

なお、本事業は、文化庁及び独立行政法人日本芸術文化振興会による「令和2年度日本博を契機とする文化コンテンツ創成事業（主催・共催型プロジェクト）」として実施するものである。

2 神楽公演の概要

- (1) 日時 令和3年2月14日（日）14：00～17：30（時間は予定）
- (2) 会場 国立文楽劇場（大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10）
- (3) 定員 753名（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため変更になることがある）
- (4) プログラム構成
 - ① 第1部 基調講演（30分程度）
神楽研究者等 1名
 - ② 第2部 神楽公演（2時間30分程度）
村所神楽（宮崎県西米良村、県指定無形民俗文化財）
 - ③ ワークショップ等（未定）
神楽に親しんでもらうための彫り物・御幣づくり体験、装束や面の展示など。

3 委託業務内容

(1) 事務局業務

神楽公演の窓口となる事務局を開設し、参加の申込受付、チラシ作成及び広報など次の業務を行う。

- ① 神楽公演への参加は無料、事前申込制とする。
- ② 複数の方法で参加者の申込み受付を行うとともに、問合せ電話等の対応を行う。
- ③ 参加申込み状況をとりまとめ、逐一県に報告するものとし、参加申込者名簿を作成する。
- ④ 参加申込み状況に応じて効果的な広報を行うとともに、参加申込者数が定員に満たない場合の集客対策を行う。
- ⑤ 開催2週間前を目処に参加申込者に参加券の送付を行う。なお、定員超過のため参加できない申込者には、お詫びのお知らせを送付する。

(2) チラシ及びプログラムの作成

- ① 魅力的な広報用チラシ（7,000部）を制作と配付を行う。配布にあたっては、効果的な方法や場所とするほか、留学生をはじめとした在住外国人への広報も積極的に行うものとする。
- ② 基調講演の講師プロフィール、神楽の解説等を記載した当日プログラム（800部）の作成と配付を行う。

- ③ チラシ及びプログラムは、少なくとも申込み方法や概要など基本的事項について英語表記をあわせて行う。

(3) 舞台等の企画・設營業務

- ① 神楽の魅力が伝わるような御神屋、舞台装飾の企画及び設営・撤去を行う。
② 全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
③ 講師が指定するレジュメなどの配付資料の印刷と配布を行う。
④ 会場演出、設営、備品等の手配並びに公演の進行及び運営を行う。
⑤ 講師、出演者等の送迎、アテンドを行う。
⑥ 当日の参加者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
⑦ 神楽に親しめるようなワークショップの企画、運営を行う。
⑧ 新型コロナウイルス感染防止対策については、「独立行政法人日本芸術文化振興会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、県及び施設管理者と十分協議の上、以下の対策を講じる。

ア 企画等に関すること

- ・座席は原則として指定席とする。
- ・観客と接触するような演出（出演者が客席内を移動する、観客をステージに上げる、声援を惹起する等）は行わない。
- ・余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑の緩和に努める。
- ・公演関係者（出演者、舞台関係者、スタッフ等）は、公演の実施に必要な最小限度の人数とする。
- ・仕込み、稽古、ばらし等においては、十分な時間を設定する。
- ・舞台や楽屋では社会的距離の確保に努め、必要な場合は、利用人数を制限する、又は利用時間帯をずらすなどの措置を行う。
- ・楽屋への公演関係者以外の入場は控えるよう周知する。
- ・パンフレット、チラシ、アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。
- ・プログラム、グッズ等を販売する場合、販売員はマスクを着用し、手洗いと手指消毒を徹底する。また、多くの者が触れるようなサンプル品や見本品は極力取り扱わない。
- ・公演関係者や来場者に感染が疑われる場合は、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・公演関係者や来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努める。また、その情報が必要に応じて保健所等へ提供され得ることを事前に周知する。

イ 公演関係者に関すること

- ・各自検温を行うこととし、37.5度以上の発熱がある場合は自宅待機とする。さらに、発熱の他に次の症状に該当する場合も、自宅待機を促す。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・演技や表現に支障のない範囲でのマスク着用、手洗いと手指消毒の徹底、人と人とが十分な間隔をとることを求める。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者との共有を制限する。

ウ 来場者に関すること

- ・来場に際しての注意事項等について、事前に周知を行う。

(4) 実績報告書等の作成

- ① 開催状況、作業内容や撮影した記録写真を取りまとめた実績報告書を作成する。
- ② 来場者アンケートを作成、印刷、配付及び回収し、集計結果をまとめる。

4 経費

事務局開設にかかる費用、チラシ等の作成や広報に係る費用、公演運営に係る費用、基調講演講師の旅費・謝金、当日配布したパンフレット等残部の返送に係る経費など本業務実施に必要な必要な一切の経費とする。ただし、次の経費は除く。

- ・ 神楽団体の旅費及び謝金、神楽道具輸送費
- ・ 劇場使用料（ただし、舞台装置や備品等の使用料及び関係業者費は、上記の「公演運営に係る費用」に含まれる。）

5 成果品等

本業務の成果品及び納期は次のとおりとする。なお、電子データでも提出すること。

- (1) 広報用チラシ 7,000部 …… 令和2年12月10日
- (2) 当日プログラム 800部 …… 令和3年2月14日
- (3) 事業実績報告書 1部 …… 令和3年3月19日

6 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、宮崎県が指定する場所とする。

7 その他

- (1) 本事業は、文化庁及び独立行政法人日本芸術文化振興会による「令和2年度日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業（主催・共催型プロジェクト）」として実施するものであり、同事業に関する規程によるものとする。
- (2) 委託業務実施に当たっては、宮崎県及び関係者と十分に連絡をとりながら行う。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。